

【特定建築物定期調査報告について】

【建築基準法第12条】

定期調査報告の目的

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません。

特に不特定多数の方が出入りする建築物においては、維持保全が不十分な場合には大きな災害や事故につながる恐れがあります。このため新見市では、下表の対象建築物の所有者又は管理者は、専門家（一級建築士、二級建築士、建築基準適合判定資格者、登録調査資格者講習修了者など）に建築物の状況について定期的に調査・検査させ、その結果について報告することを求めています。

建築物を定期的に調査・検査することにより、建築物の現状を把握でき総合的な防災対策が実施できます。

対象建築物

種別	用途	市規則で定める規模	政令で定める規模 ※1	報告期限
1号	劇場、映画館又は演芸場	—	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のも	3年毎
2号	観覧場、公会堂又は集会場	当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	③当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの ④主階が1階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限り）	
3号	旅館、ホテル	①当該用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの ②3階以上の階を当該用途に供するもの	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のも ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	
4号	病院 診療所（患者を入院させるための施設があるものに限る。） 児童福祉施設等	①当該用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの ②3階以上の階を当該用途に供するもの	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のも（児童福祉施設等は高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物と読み替える。）※2 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	
5号	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	—	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が2000㎡以上のも	
6号	百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、待合、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	①当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のも ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの ④当該用途の床面積が3000㎡以上のも	3年毎
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、公衆浴場、料理店、飲食店	①当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの ②3階以上の階を当該用途に供するもの	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のも ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの ④当該用途の床面積が3000㎡以上のも	

平成28年6月1日から新たに対象となったもの

裏面あり

※1 政令で定める建築物は避難階以外の階を当該用途に供するものです。

※2 政令で定める病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限られます。

高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物には、以下の建築物が該当します。

- ・共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- ・助産施設、乳児院及び障害児入所施設
- ・助産所
- ・盲導犬訓練施設
- ・救護施設及び更正施設
- ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
- ・母子保健施設
- ・障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

提出部数

定期調査報告書（正・副） 2部

定期調査報告概要書 1部

提出書類一覧

- ・報告書（第1面～第4面）
- ・調査結果表
- ・関係写真 ※改善が必要な場合
- ・委任状
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・平面図
- ・調査結果図
- ※下記の図面記入事項を配置図、平面図等に記載し、添付した場合は調査結果図不要
- ・改善計画書 ※改善が必要な場合
- ・改善済み報告書 ※改善実施後提出

図面記入事項

図面種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物など
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、報告に係る建築物とその他の建築物との別、土地の高低差、敷地周囲の道路、延焼のおそれのある部分など
各階平面図	間取り、各室の用途、防火区画及び防火設備の位置、排煙設備及び排煙オペレータの位置、非常用照明装置の位置、非常用進入口（代替進入口）の位置、延焼のおそれのある部分など

定期調査報告の提出及び連絡先

担当課	新見市建設部都市整備課建築係	所在地	岡山県新見市新見310番地3
TEL	0867-72-6118	E-mail	toshiseibi@city.niimi.lg.jp
FAX	0867-72-6333		